

- 1 監査等の種類 財政援助団体等に対する監査
- 2 監査の対象 出資団体
一般財団法人 岐阜市未来のまちづくり財団
所管部 まちづくり推進部
令和4年度分 必要に応じて令和5年度分
- 3 監査の着眼点 令和5年度 財政援助団体等監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和5年8月30日～令和5年10月16日
- 6 監査の結果

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

上記の事項以外については、適正に処理されているものと認められた。

[指摘事項]

(団体関係)

(1) 適正な現金の取扱いについて

令和4年度公園管理業務及び使用料収納事務業務委託の公園管理業務及び使用料収納事務業務委託共通仕様書の10は、収納した使用料は、金融機関等の翌営業日までに所定の納付書により岐阜市会計管理者あてに納付する旨規定している。

しかしながら、令和5年3月12日分の駐車場使用料について、精算機から回収した駐車場使用料と比較して10円多く岐阜市会計管理者へ納付していた。

今後は、適正な現金の取扱いに努められたい。